

名古屋市公報	平成29年 9月 6日 第1223号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長	

目次 ページ

規 則

- 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則
(住都・総務課) (第81号) 4
- 名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則
 の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第82号) 9
- 名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部を改正する規
 則 (健福・総務課) (第83号) 11
- 名古屋市子ども医療費助成条例施行細則及び名古屋市ひとり
 親家庭等医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則
(子青・総務課) (第84号) 13

告 示

- 名古屋市名東児童館の臨時開館について
(子青・青少年家庭課) (第569号) 16
- 有料公園施設の無料開放について (緑土・緑地管理課) (第570号) 17
- 有料公園施設等の供用時間の変更について
(緑土・緑地管理課) (第571号) 18
- 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第572号) 19
- 筒井土地区画整理審議会委員の選挙における届出のあった候
 補者について (住都・大曾根北・筒井都市整備事務所) (第573号) 22
- 筒井土地区画整理審議会委員選挙の無投票
(住都・大曾根北・筒井都市整備事務所) (第574号) 23
- 特定計量器定期検査の実施 (市経・消費流通課) (第575号) 24
- 名古屋都市計画道路の変更 (住都・街路計画課) (第576号) 26
- 名古屋都市計画自動車ターミナルの変更 (住都・街路計画課) (第577号) 27
- 家賃算定に関わる利便性係数について (住都・住宅管理課) (第578号) 28
- 農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について
(緑土・都市農業課) (第579号) 30

教 育 委 員 会 告 示

- 教育委員会定例会の開催について (第31号) 31
- 名古屋市香流橋プールの臨時休場について (第32号) 32

病 院 局 管 理 規 程

- 名古屋市立西部医療センター処務規程の一部改正 (第19号) 33

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第81号）

1 改正内容

- (1) 公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第24条関係）
- (2) 市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始等に伴い、別表を改正します。（別表関係）
- (3) その他規定の整理を行います。（第 6条関係）

2 施行期日

平成29年11月 1日から施行します。ただし、第 6条及び第24条の改正規定並びに附則第 2項の規定は公布の日から、別表第 3 1公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中上飯田南荘、戸田荘、西稲永荘、竜宮荘及び御前場荘の項を改める部分は同年 9月 1日から施行します。

○ 名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第82号）

1 改正内容

刑法（明治40年法律第45号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 3号様式、第 5号様式及び第21号様式関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則（第83号）

1 改正内容

- (1) 様式の性別欄について、規定の整備を行います。（第 1号様式及び第 2号様式関係）
- (2) その他規定の整理を行います。（第 8条関係）

2 施行期日

平成29年12月 1日から施行します。

○ 名古屋市子ども医療費助成条例施行細則及び名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則（第84号）

1 改正内容

様式の性別欄について、規定の整備を行います。

2 施行期日

平成29年12月 1日から施行します。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 8 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第81号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「特別な」を「特別の」に改める。

第24条中「第11条」を「第12条」に改める。

別表第 1 1 公営住宅の表打越荘の項中

「

平成24年度	25
--------	----

」を「

平成24年度	25
平成27年度	60

」に改める。

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表打越荘の項中

「

1 号から25号まで

」を「

1 号から61号まで

」に改め、

同表上飯田南荘の項中

「 1 号から 388 号まで、 401 号から 479 号ま で、 601 号から 623 号 まで及び 625 号から 645 号まで 」	「 1 号から10号まで、12 号から33号まで、35号 から52号まで、54号か ら60号まで、62号から 99 号まで、 101 号、 103 号から 131 号ま で、 133 号から 388 号 まで、 401 号から 407 号まで、 409 号から 423 号まで、 425 号か ら 430 号まで、 432 号 から 479 号まで、 601 号から 623 号まで及び 625 号から 645 号まで	に改め、
--	--	------

同表戸田荘の項中

「 386 号から 647 号ま で、 688 号から 782 号 まで、 833 号から 854 号まで、 880 号から 965 号まで、 977 号か ら 985 号まで及び1001 号から1146号まで 」	「 386 号から 390 号ま で、 392 号から 397 号 まで、 399 号から 469 号まで、 471 号から 488 号まで、 490 号か ら 509 号まで、 511 号 から 647 号まで、 688 号から 782 号まで、 833 号から 839 号ま で、 841 号から 853 号 まで、 880 号から 934 号まで、 936 号から	に改め、
--	---	------

956 号まで、958 号から 965 号まで、977 号から 985 号まで及び 1001 号から 1146 号まで

同表西稲永荘の項中

「

1 号から 20 号まで、22 号から 44 号まで、46 号から 53 号まで、55 号から 133 号まで、135 号から 143 号まで及び 145 号から 279 号まで

」

を

「

1 号から 20 号まで、22 号から 44 号まで、46 号から 53 号まで、55 号から 60 号まで、62 号から 72 号まで、75 号から 110 号まで、112 号から 131 号まで、133 号、135 号から 143 号まで及び 145 号から 279 号まで

」

に改め、

同表竜宮荘の項中

「

1 号から 36 号まで、39 号から 46 号まで及び東 501 号から東 523 号まで

」

を

「

1 号から 36 号まで、39 号から 46 号まで、東 501 号から東 508 号まで、東 510 号から東 513 号まで及び東 515 号から東 523 号まで

」

に改め、

同表御前場荘の項中

「

101 号から 133 号まで、135 号、201 号か

101 号から 133 号まで、135 号、201 号から 224 号まで、300 号から 327 号まで、400 号から 420 号まで、501 号から 516 号まで、602 号から 611 号まで、701 号から 706 号まで、708 号から 726 号まで、801 号から 817 号まで、901 号から 929 号まで、1001 号から 1031 号まで、1101 号から 1120 号まで、1201 号から 1213 号まで及び 1301 号から 1308 号まで	を	ら 224 号まで、300 号から 327 号まで、400 号から 420 号まで、501 号から 516 号まで、602 号から 611 号まで、701 号から 704 号まで、706 号、708 号から 725 号まで、801 号から 815 号まで、901 号から 920 号まで、923 号から 929 号まで、1001 号から 1008 号まで、1010 号から 1018 号まで、1020 号から 1031 号まで、1101 号から 1103 号まで、1105 号から 1120 号まで、1201 号から 1212 号まで及び 1302 号から 1308 号まで	に改める。
--	---	--	-------

附 則

- 1 この規則は、平成29年11月1日から施行する。ただし、第6条第3項及び第24条の改正規定並びに次項の規定は公布の日から、別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中上飯田南荘、戸田荘、西稲永荘、竜宮荘及び御前場荘の項を改める部分は同年9月1日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為及びこの規則の規定により新たに公用開始する駐車場

を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 9月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第82号

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成 8年名古屋市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第 3号様式（表）中「強姦」を「強制性交等」に、「弄^{ろう}火」を「弄火」に改める。

第 5号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「強姦」を「強制性交等」に、「弄^{ろう}火」を「弄火」に改める。

第21号様式（裏）中「強姦」を「強制性交等」に、「弄^{ろう}火」を「弄火」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市精神保健及び精

神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている診断書、意見書及び報告書は、この規則による改正後の名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 9月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第83号

名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市障害者医療費助成条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第99号）の一部を次のように改正する。

第 8条第 1項中「特別な」を「特別の」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第 1号様式中「男」及び「女」を削る。

第 2号様式中

「

生年月日	年 月 日	男・女	を
------	-------	-----	---

」

「

生年月日	年 月 日	に改める。
------	-------	-------

」

附 則

- 1 この規則は、平成29年12月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市障害者医療費助成条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市障害者医療費助成条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている医療証は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている第 1号様式用の紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市子ども医療費助成条例施行細則及び名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 9月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第84号

名古屋市子ども医療費助成条例施行細則及び名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市子ども医療費助成条例施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市子ども医療費助成条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第131号）の一部を次のように改正する。

第 9条第 1項中「特別な」を「特別の」に改める。

第 1号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「

性別	☐ 男	生年月日	
	☐ 女		

を

」

「

生年月日	
------	--

に改める。

」

第 1号様式の 2中

「

生年月日	年 月 日	男 ・ 女
------	-------	-------

」

を

「

生年月日	年 月 日
------	-------

」

に改める。

（名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則の一部改正）

第 2条 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則（昭和53年名古屋市規則第 102号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1項中「特別な」を「特別の」に改める。

第 1号様式中

「

性別	生年月日

を

生年月日

に改める。

」

第 2号様式中

「

生年月日	年 月 日	男 ・ 女
------	-------	-------

」

を

「

生年月日	年 月 日
------	-------

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年12月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市子ども医療費助成条例施行細則及び名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則（以下「改正前規則等」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市子ども医療費助成条例施行細則及び名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則（以下「改正後規則等」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前規則等の規定に基づいて交付されている医療証は、改正後規則等の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前規則等の規定に基づいて作成されている申請書は、改正後規則等の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市告示第 569号

名古屋市名東児童館の臨時開館について

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）第 6条第 3項の規定により、次のとおり休館日に臨時に開館します。

平成29年 8月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 臨時に開館する施設

名古屋市名東児童館

2 臨時に開館する日及び時間

平成29年 9月23日（土）

午前 8時45分から午後 5時まで

名古屋市子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課

名古屋市告示第 570号

有料公園施設の無料開放について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の 2第 1項第 2号の規定により、名古屋まつりの実施に伴い、次のとおり有料公園施設を無料開放します。

平成29年 8月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設

東山公園動植物園

東山公園展望塔

名城公園名古屋城

白鳥公園白鳥庭園

徳川園庭園

2 期日

平成29年10月22日（日）

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 571号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更します。

平成29年 8月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

徳川園庭園

2 変更内容

平成29年10月 4日及び同年11月 1日の供用時間について、「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 572号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年 8月29日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成29年 3月10日 28指令住開指第 234号	(第 2工区) 名古屋市緑区鳴子町 3 丁目33番外 3筆の各一 部	名古屋市中村区平池町 4 丁目60番地の 9 大和ハウス工業株式会社 名古屋支社 取締役常務執行役員支社 長 大友浩嗣
平成28年12月28日 28指令住開指第 176号	名古屋市緑区鳴海町字 三王山22番 1外 5筆の 各一部及び22番 6外10 筆	岐阜県岐阜市宇佐一丁目 6番 2号 株式会社全農林 代表取締役 渡辺幸雄
平成28年 8月 4日 28指令住開指第78号	名古屋市北区安井四丁 目 511番外 2筆	東京都江東区木場五丁目 10番10号 株式会社一条工務店 代表取締役 宮地 剛

平成28年 7月13日 28指令住開指第58号	名古屋市名東区八前一丁目 210番外 1筆	愛知県稲沢市松下二丁目 1番12号 株式会社エイチティーピー 代表取締役 松迫礼子
平成28年12月12日 28指令住開指第 166号	名古屋市北区三軒町 284番 1外 1筆	愛知県豊川市白鳥町京次 52番地の 1 岡田建設株式会社 代表取締役 岡田 司
平成29年 1月13日 28指令住開指第 181号	名古屋市千種区東明町 6丁目 3番	名古屋市千種区桜が丘 230番地 ロケーションハウス株式会社 代表取締役 大久保康男
平成29年 4月28日 29指令住開指第26号	名古屋市守山区大字上 志段味字大久手下1987 番外 1筆 (名古屋市上志段味特 定土地区画整理組合 114街区仮 1番外 3筆)	愛知県一宮市東出町 7番 地の 1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江寄光彦
平成29年 5月 9日 29指令住開指第28号	名古屋市中川区戸田四 丁目 812番外 2筆	東京都武蔵野市境二丁目 2番 2号 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井雅史
平成29年 2月13日 28指令住開指第 205号	名古屋市港区藤高一丁 目 320番 1	名古屋市中川区下之一色 町字宮分76番地の 1エス ポアヒルズ 102号 吉田早由希 吉田将恭

平成24年10月10日 24指令住開指第 120号	(第 2工区) 名古屋市千種区星ヶ丘 2丁目50番外 3筆	名古屋市中区三の丸三丁 目 1番 1号 名古屋市 代表者 名古屋市長 河 村たかし
------------------------------	-------------------------------------	---

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 573 号

筒井土地区画整理審議会委員の選挙における届出のあった候補者
について

平成29年 9 月10日に執行する名古屋都市計画事業筒井土地区画整理審議会委員選挙につきまして、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定により届出のありました候補者は、次のとおりです。

平成29年 8 月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 宅地の所有者のうちから選挙される委員に立候補した者

氏 名	住 所
中山 和俊	名古屋市東区筒井二丁目 1 番19号－ 4
武田 廣清	名古屋市東区筒井二丁目 7 番 7 号
浅井 春雄	名古屋市東区筒井二丁目 5 番 7 号
岩田 浩	名古屋市東区筒井二丁目12番10号
浅野 嘉英	名古屋市東区筒井二丁目 5 番22号
長谷川 武年	名古屋市東区筒井二丁目12番46号
大橋 規久子	刈谷市板倉町 1 丁目15番地12

2 宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員に立候補した者

氏 名	住 所
瀬瀬 真澄	名古屋市東区代官町26番11号

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 574 号

筒井土地区画整理審議会委員選挙の無投票

平成29年 9 月10日に執行する名古屋都市計画事業筒井土地区画整理審議会委員選挙につきましては、届出のありました候補者の数が選挙すべき委員の数を超えませんので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票を行いません。

平成29年 8 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 575 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

平成 29 年 8 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

西区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
10 月 3 日（火）	榎小学校（正門：玄関）
10 月 6 日（金）	上名古屋小学校（正門：玄関）
10 月 10 日（火）	栄生小学校（南門：体育館）
10 月 12 日（木）	なごや小学校（西通用口：体育館）
10 月 17 日（火）	山田中学校（北門：金工室）
10 月 24 日（火）	平田小学校（正門：玄関）
10 月 26 日（木）	比良西小学校（プール横北門：特別活動室）
10 月 30 日（月）	庄内小学校（正門：特別活動室）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第 576号

名古屋都市計画道路の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画道路を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成29年 8月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
3・5・45号 光音寺内田橋線	名古屋市北区 中切町 6丁目	名古屋市南区 内田橋一丁目	名古屋市中区 栄四丁目 名古屋市昭和区 高辻町

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 577号

名古屋都市計画自動車ターミナルの変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画自動車ターミナルを次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成29年 8月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画自動車ターミナル

2 都市計画を変更する土地の区域

名 称	位 置
第 3号栄バスターミナル	名古屋市東区東桜一丁目

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 578号

家賃算定に関わる利便性係数について

平成29年度における市営住宅の家賃に関し、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第12条第 2項の規定に基づき、事業主体の定める数値を定めたので、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）第10条第 4項の規定により告示します。

なお、当該家賃に関し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）第 2条第 1項第 2号及び第 3号の数値を算出し、同令第 3条の近傍同種の住宅の家賃を定めたので併せて告示します。

平成29年 9月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	棟名称	号 数	事業主体 の定める 数 値	規模係数	経過年数 係 数	近傍同種の 住宅の家賃
打越荘	C棟	101号、105 号、106号、 109号、110 号、201号、 205号、206 号、209号、 210号、212 号、301号、 305号、306 号、309号、 310号、312	0.9345	0.9507	1.0000	118,700円

	号、 401号、 405号、 406 号、 409号、 410号、 412 号、 501号、 505号、 506 号、 509号、 510号及び 512 号				
	102号から 104 号まで、 107 号、 108号、 202号から 204 号まで、 207 号、 208号、 211号、 302号 から 304号ま で、 307号、 308号、 311 号、 402号から 404号まで、 407号、 408 号、 411号、 502号から 504 号まで、 507 号、 508号及び 511号	0.9345	0.7984	1.0000	99,800円
	111号	0.9345	0.7984	1.0000	101,300円
	112号	0.9345	0.9430	1.0000	119,600円

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 579号

農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の12第 2項で準用する同法第11条の11第 3項の規定により農地利用集積円滑化事業規程の変更を承認しましたので、次のとおり公告します。

平成29年 9月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 農地利用集積円滑化事業を行う者の名称及び所在地

名 称 なごや農業協同組合

所在地 名古屋市東区代官町33番27号

2 農地利用集積円滑化事業の実施地域

名古屋市の区域のうち、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第 100号）第 7条第 1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第 1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））を除く区域

3 農地利用集積円滑化事業の種類

(1) 農地所有者代理事業

ア 貸付け

イ 農作業の委託（受託者が農産物を生産するために必要となる基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものに限る。）

(2) 農地売買等事業

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市教育委員会告示第31号

教育委員会定例会の開催について

平成29年 9月 4日午後 3時教育委員会室において教育委員会定例会を開催し
次の議件を付議します。

平成29年 8月29日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価につ
いて

平成30年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市教育委員会告示第32号

名古屋市香流橋プールの臨時休場について

名古屋市プール条例施行規則（昭和42年名古屋市教育委員会規則第19号）第2条第2項の規定に基づき、名古屋市香流橋プールを平成29年9月13日から同年10月2日まで臨時休場します。

平成29年8月30日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市病院局管理規程第19号

名古屋市立西部医療センター処務規程（平成23年名古屋市病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

平成29年 9月 1日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条診療科の項中「脳神経外科」を「第一脳神経外科、第二脳神経外科」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。